

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



さっ、始めました。新企画。廃棄物処理法の問題に皆さんに挑戦していただくというものです。出題、解説者は毎年実務者研修会で講師を務めているBUNさんです。廃棄物処理検定を受験する人はもちろん、多くの読者の方に挑戦いただくことを期待しています。では、さっそく第一問。

Q、次のうち、誤っているものはどれか。

なお、いずれも有価物としての価値はない物体であるものとする。

- (1) リンゴの缶詰製造工場から排出される、原料リンゴの皮は産業廃棄物である。
- (2) 香料製造工場から排出される、原料のカボスの絞りかすは産業廃棄物である。
- (3) 旅館業の厨房から排出される魚の骨は産業廃棄物である。
- (4) 印刷工場から排出されるプラスチックは産業廃棄物である。
- (5) 電化製品製造工場から排出されるガラスくずは産業廃棄物である。

【解説】

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、産業廃棄物は20の種類に分類されている。

一般廃棄物は法律上の定義としては「産業廃棄物以外の廃棄物」としていることから、廃棄物であって、産業廃棄物でないものは一般廃棄物となる。

産業廃棄物20種類には、排出する業種にかかわらず、事業活動を伴って排出されれば産業廃棄物になる11種類と、特定の業種（排出形態）から出た場合だけ産業廃棄物となる9種類がある。

「リンゴの皮」や「カボスの絞りかす」「魚の骨」は、性状からはいずれも「動植物性残さ」に分類される。

その上で、排出する業種をチェックすると、(1)のリンゴの缶詰製造工場は食料品製造業、(2)は香料製造業であり、この業種は「動植物性残さ」が産業廃棄物になる業種（通称「指定業種」）であることから、産業廃棄物である。

しかし、旅館業は宿泊業であり、動植物性残さが産業廃棄物となる業種ではない。このため、いくら事業活動を伴って排出されていても、この「魚の骨」は産業廃棄物とならず、従って一般廃棄物である。

(4)の廃プラスチック類、(5)のガラスくずは、業種に関係なく事業活動を伴って排出されれば産業廃棄物となる廃棄物であるので、産業廃棄物である。

正解 (3)

どうでしたか？皆さん、正解出来ましたか？

でなお、問題や解説の文言は「通称」「略称」を使っていることもあるので、そのレベルのことはご容赦くださいね。

今回は初回なので、もう一問いってみましょうか？

Q、次の廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないものはどれか。

- (1) 酪農業者が飼養する乳牛のふん尿
- (2) 養豚業者が飼養する豚のふん尿
- (3) 養蚕農業者が飼育する蚕のふん
- (4) 動物園の象のふん尿
- (5) 愛がん用動物飼育業者が飼育する犬のふん尿

【解説】

産業廃棄物のうち家畜ふん尿については業種の指定があり、日本標準産業分類による小分類畜産農業に該当する事業の事業活動に伴って生ずる動物のふん尿である。ここでこの小分類には酪農業、養豚業、養蚕業、実験用や愛がん用動物飼育業が該当する。しかし、動物園は教育学習支援業に分類されるため、(4)は一般廃棄物となる。

正解 (4)

どうでしたか？あまり身近な事例ではないので、「私とは関係ないや」と思われた方もいるかもしれませんが、これは極端な例で、要は産業廃棄物には業種が限定されている種類があり、その業種は日本標準産業分類というものによるんだってことをわかっていただけで十分です。

なお、掲載する問題と解説は拙著「廃棄物処理法問題集（産業環境管理協会）」から転載しています。検定受検のため、もっとたくさんやりたい方は是非一冊(^o^)

で、連載にあたり「宿題」をお出ししますので、来月号まで、皆さん考えていてね。

BUN(長岡)<(_ _)>(^-^)/



宿題Q

次のうち、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可が必要なものはどれか。

- (1) 車両を増車するとき。
- (2) 収集運搬業を行っていた者が新たに処分業を行うとき。
- (3) がれき類のみの収集運搬を行っていた者が新たに金属くずの収集運搬を行うとき。
- (4) 本店の所在地を変更したとき。
- (5) 個人で収集運搬業を行っていた者が法人を設立し、収集運搬業を行うとき。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。

BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 プロフィール

山形県山形県技術吏員として入庁。廃棄物処理法、浄化槽等を29年間担当。廃棄物に関する豊富な知識と経験を生かし、BUN環境課題研修事務所を開設、今日に至る。

主な著書：「土日入門 廃棄物処理法」、「どうなってるの？廃棄物処理法」、「ここまでわかる！廃棄物処理法問題集」、「廃棄物処理法の重要通知と法令対応」など